

協議会だより

「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の申請数について

厚生労働省が作成した資料によると、二〇二二年三月四日時点で「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」(以下、「今回の処遇改善事業」)を国に申請した市町村は一〇九九でした。学童保育を実施している市町村は全国に一六二四あり、その六七・七％が申請をしたこととなります(同年二月二十五日時点では七八八市町村、四七・九％)。

二〇二二年二月十七日に内閣府子ども・子育て本部参事官と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課が連名で発出した事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請において御留意いただきたい点について

て」には、やむを得ず第二回交付決定(※事務局注)申請書の提出期限は二月二日)に交付申請が間にあわなかった場合、令和四年度に、令和三年度分の経費も併せて申請できると示されています(ただし、令和四年二月、三月分の賃金改善額を令和三年度内に支払っている必要がある。本誌二〇二二年四月号「協議会だより」参照)。

「今回の処遇改善事業」は、二〇二二年一月十九日の閣議決定の経済対策で示された、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げ」に、「学童保育を加えてほしい」という全国各地の関係者の声が全国学童保育連絡協議会に集められ、国や国会議員

に要望しつづけたこともあって実現したものです。しかし交付申請の状況を見ると依然として市町村格差があります。今後も国や自治体に、現状の改善を求めていきますよ。

「放課後児童健全育成事業」の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条 例改正等の状況

厚生労働省は、二〇二二年七月一日時点の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について」という調査結果を発表しました。

◆放課後児童クラブを実施している一六二四自治体のうち、六二二自治体で「人員配置・資格要件」基準の改定が行われていました(前年比四七増。以下、括弧内は前年比)。「具体的な改正内容」は以下のとおり(複数回答です)。

- ・「放課後児童支援員等の員数に関する改正」四四自治体(一一増)
- ・「放課後児童支援員の資格要件に関する改正」一一自治体(一増)
- ・「放課後児童支援員認定資格研修」修了要件の経過措置延長一六〇五自治体(四五増)
- ・「職員の専任規定に関する改正」三自治体(増減なし)
- ◆放課後児童支援員等の員数について、国の基準(放課後児童支援員の複数配置が原則)とは異なる規定を設けた四四自治体の、改定内容と自治体数の内訳はつぎのとおりです。
 - ・「放課後児童支援員の一人配置を可とする」三三自治体(五増)
 - ・「補助員の二人配置を可とする」四自治体(二増)
 - ・「放課後児童支援員を置かず補助員の一人配置を可とする」五自治体(四増)
 - ・「その他」三自治体(一増)

◆厚生労働省は、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後三年の見直しまでの間（令和四年度未定）に研修修了を予定している者も補助要綱上は放課後児童支援員と見なし、これまでと同様に補助」するとしています。そのこともあって、経過措置を延長した自治体がありました。なかには、その期間を「三年以上四年未満」としている自治体が「一七五」「四年以上」としている自治体も「二八」ありました。また、延長した主な理由も調べており、その内容は、以下のとおりです（複数回答）。

- ・「急な退職等の人員不足に対応するため」一四四自治体
- ・「基礎資格を持った新規採用者をみなし支援員として取扱い、人員不足に対応するため」二〇六自治体
- ・「年度途中に採用された者等について、年度内に研修が受けられない可能性があるため」四二自治体

・「研修回数や定員が不足しており、年度内に全ての研修対象者が受講できないため」五六自治体

・「その他」一五七自治体

◆条例改定の内容などを事業者や利用者に周知・説明していないところが七九ありました（前年比六二減）。本来、市町村において、条例の内容を変更する際には、市町村議会での議決の前には、住民・利用者への説明が必要です。

◆「参酌化による影響があった」と回答した自治体は三六三ありました。具体的な内容はつぎのとおりです（複数回答）。

- ・「事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった」二八三自治体（一〇増）
- ・「これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定）」二一自治体（四増）

・「利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等より保護者のニーズに 대응する対応が可能となった」一六自治体（一増）

・「急な退職があった場合でも、設備運営基準の参酌化により運営に支障を来さなくなつた」九四自治体（新規項目）

これらの回答は、参酌化の好影響を印象づけるものとなっています。しかし、「指導員が一人でだけで保育を行う状況が継続的にある」状態は、「その場そのときの直接的な安全を確保すること」「緊急時の対応」に多くの困難が生じたり、「子どもの生活空間が狭められる」「一斉活動が増えて活動が制限される」などの状況が生じます。なにより「一人ひとりについていねいに関わる」ことがむずかしく、子どもを多角的に理解することに多くの困難が生じます。

一方、市町村のなかには、国の補助金を活用して指導員の処遇

改善を図ったところもあります（全体の約二割割にとどまっています）。このことにより、安定的な雇用や常勤化、有資格者の複数配置が実現し、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

しかし、依然として多くの地域で、「求められる職責の重さに対して処遇が低い」などを理由に離職者が多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足が深刻です。また、短時間雇用の職員だけで保育を行っている、職員の入れ替わりが激しいなどから、子どもや保護者と継続して関われない状態が生じるなど、安全に安心して過ごすことが困難な状況となっている地域も少なくありません。

専門的な知識や技能を備えた有資格の指導員が経験を蓄積し、子どもと安定的に継続して関わるように、指導員が働きつづけることのできる処遇改善を含めた条件整備を求めていきたいと思います。